

春日市立小中学校
教育用 I C T 活用支援業務
公募型企画提案(プロポーザル)
実施要領

春日市 学校教育課

春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務

公募型企画提案(プロポーザル)実施要領

【目次】

- 1 事業概要
- 2 候補者の選定方法
- 3 参加資格
- 4 質疑の受付・回答
- 5 企画提案(プロポーザル)への参加方法
- 6 参加資格審査
- 7 企画提案書等の作成・提出
- 8 審査方法
- 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施
- 10 審査結果の通知
- 11 契約の手続き
- 12 事務局

1 事業概要

- (1) 事業名 春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務
- (2) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 主な履行場所
春日市立小中学校18校（小学校12校、中学校6校）及び春日市教育支援センター
- (4) 事業規模(上限額)
小学校 53,064,000円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
中学校 26,532,000円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
※契約時の予定価格を示すものでなく、本事業の最大規模を提示するもの。
※当該上限額は、本事業に係る必要経費の全てを含む。
- (5) 契約の方法
ア 契約の締結
公募型企画提案(プロポーザル)方式により選定された候補者との随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)
イ 契約保証金等(春日市財務規則(平成5年規則第8号)第77条の4)
要する。ただし、同規則第77条の5の規定に該当すると本市が認める場合は、免除する。

2 候補者の選定方法

- (1) 候補者選定までの流れ
本企画提案への参加を希望する事業者は、本市に参加表明書等、参加資格審査書類(該当者のみ)、企画提案書等を各指定日時までに提出し、プレゼンテーションを実施するものとする。
本市は、これを受けて、審査により候補者を選定し、審査結果を通知する。
- (2) 候補者選定スケジュール

項 目	日程、期限等
プロポーザル公募開始	令和6年12月25日(水)
質疑書の受付期限	令和7年1月10日(金)
質疑への回答(予定)	令和7年1月17日(金)
参加表明書等提出期限	令和7年1月20日(月)
参加資格審査の結果通知の発送	令和7年1月22日(水)
企画提案書、見積書等提出期限	令和7年1月24日(金)
プレゼンテーション	令和7年1月31日(金) 令和7年2月4日(火)(予備日)

結果通知(予定)	令和7年2月上旬
仕様精査及び契約締結(予定)	令和7年2月中
業務期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※参加資格書類について、上記期日までに提出が困難な場合は、予め事務局に申し出ること。

(3) 本企画提案に係る書類の提出方法について

個別の指定がないものについては、次の方法により学校教育課学校教育担当(以下、「事務局」という。)に書類を提出すること。

ア 持参する場合

各指定日時までの当市本庁舎の開庁時間内に、事前に事務局に連絡の上、持参すること。

イ 郵送する場合

書留郵便その他事務局が受領した事実の証明が可能である信書便により、各指定日時までに事務局に必着すること。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 本事業の主旨を十分に理解し、事業を円滑に実施できる規模のスタッフを有し、及び的確に遂行できること。
- (2) 学校現場における教育用 I C T 支援実績が3年以上あること。
- (3) 令和3～6年度において、人口10万人規模程度の自治体での配置実績があること。
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる取組を行っていること。
- (5) 春日市一般(指名)競争入札参加資格等に関する規定(平成8年5月告示第65号)に基づく「令和6・7年度一般(指名)競争入札参加資格」(以下「入札参加資格」という。)の決定を受けていること、又は事務局による参加制限事項に係る資格審査(「6 参加資格審査」を参照)に合格すること。
- (6) プロポーザル参加の応募に当たり、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 「春日市指名停止等の措置に関する規則(平成10年規則第18号)」に基づく指名停止期間又は排除措置に該当しないこと。
- (8) 入札期日以前3か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生開始の手続開始の決定、民事再生法にあっては再生開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) 市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納していないこと。
※市町村税とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税その他の市町村(東京都特別区等を含む。以下同じ。)から課される全ての税のことを指す。
- (11) 直近に確定した決算の決算日において過去1年(12月)以上の営業経歴を有していること(合併、権利承継等の場合を除く。)。
- (12) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 質疑の受付・回答

(1) 受付方法

質疑書(様式第6号)に質疑内容を記載の上、電子メールにより事務局に提出すること。

また、電子メール送信後に必ず事務局に電話連絡し、質疑書到達を確認すること。

なお、その他の方法による質疑は一切認めない。

(2) 受付期間

2(2) 参照

※期限を過ぎた質疑には回答を行わない。

(3) 回答方法

質問者名を伏せた上で、2(2)の期日までに春日市ウェブサイトに掲載する。

※意見の表明と解されるもの、内容が不明瞭なものについては回答を行わない。

5 企画提案(プロポーザル)への参加方法

参加を表明する事業者は、次の提出書類を受付期間中に事務局へ提出すること。なお、これらの書類の提出がなかった者の参加は認めない。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書(様式第1号) 1部

イ 業務実績書(様式第2号)

※3(2)(3)に掲げる実績について記載すること。

ウ 事業者概要書(会社案内、パンフレット等) 11部(正本1部、副本10部)

(2) 参加表明書等の受付期間

2(2) 参照

(3) 参加表明書等の提出後の辞退

参加表明書等の提出後の辞退については、辞退届(様式任意)を作成し、速やかに事務局へ提出すること。

6 参加資格審査

参加表明書を提出する事業者で、春日市一般(指名)競争入札参加資格等に関する規定(平成8年5月告示第65号)に基づく「令和6年度一般(指名)競争入札参加資格」の認定を受けていないものについては、参加制限事項に係る資格審査を実施する。

(1) 参加資格審査書類の提出

参加表明書提出時または提出後に、次に掲げる参加資格審査書類を提出すること。

ア 登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)

法務局で本プロポーザルの告示日から3か月以内に発行されたものを提出すること。ただし、提出日現在の本店所在地、商号、代表者及び役員の名義その他の情報が記載されたものに限る。

イ 誓約書(様式第3号)

全ての参加制限事項に該当しないこと、その確認を本市が警察その他の関係機関へ照会することを承諾すること等についての誓約書を提出すること。本店所在地、商号及び代表者資格氏名(全て登記事項証明書上のもの)を記入し、登記印鑑(実印)を押印すること。

ウ 役員名簿(様式第4号)

次の事項を記載の上、本店所在地、商号及び代表者資格氏名(全て登記事項証明書上のもの)を記入すること。

(ア) 役員名簿を提出する日付

(イ) 登記事項証明書に記載されている役員(監査役を除く。)の役職、氏名(フリガナ)、生年月日、性別

エ 委任状(様式第5号)

本社以外の支店、営業所等に見積り、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合に限り、本社からの委任状を提出すること。委任状には、委任者(実印)、受任者(使用印鑑)双方の印鑑を押印すること。

※使用印鑑とは、契約手続時に使用印鑑として届け出る予定の代表者印(11(2)参照)のことで、本市との間において、見積り、契約締結、代金請求等の行為に使用する。

※委任状を提出する場合で、参加者として受任権限を行使するときは必ず使用印鑑を用いること。

オ 滞納のない証明書(写し可)

本プロポーザルの告示日から3か月以内に発行された次の各区分の証明書を提出すること(いずれも現年度のみ滞納のない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。)

※「滞納のない証明」とは、特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について申請時において滞納がないことの証明を指す。

(ア) 市町村税について滞納のないことの証明書

- a 市町村税全てについて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」を提出すること。
- b 課税した市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、最近2年分の各納税証明書を提出すること。
- c 東京都特別区においては、法人住民税、固定資産税等の最近2年分の各納税証明書を提出すること。
- d 証明書は、契約締結先となる事業所が所在する市町村のものを提出すること。なお、支店等に契約締結権を委任する場合は、支店等が所在する市町村の証明書となることに留意すること。

(イ) 消費税及び地方消費税の滞納のない証明書

- a 「消費税及び地方消費税を現在滞納していない証明書(納税証明書その3、その3の2又はその3の3)」を提出すること。
- b 納税義務のない事業者は、「未納のない証明書」を提出すること
- c 本社等所在地の所轄の税務署が発行する証明書を提出すること。

カ 直近の決算2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

(2) 参加資格審査書類の提出期限

2(2) 参照

※期限までに提出がない場合は、参加資格がないものとみなし、失格とする。

(3) 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果は、2(2)の期日までに書面で発送する。ただし、参加資格有の通知後であっても、警察に照会後、暴力団との関係が判明した場合は、本企画提案への参加資格は取り消すものとする。

7 企画提案書等の作成・提出

(1) 作成方法

参加者は、「春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務企画提案書作成要領」及び「春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った企画を策定し、より効果的な事業実施に向けた企画提案書(様式任意。なお、1参加者につき1点に限る。)を作成すること。

(2) 添付書類

次の書類を企画提案書に添付すること。なお、これらの書類は企画提案書とは別葉とすること(一緒に綴じないこと。)。

ア 業務実施体制調書(様式第8号)

イ 価格提案書(様式第9号)

ウ 提案内容に沿って変更した仕様書(案)(任意様式、この様式の提出部数は正本1部のみ。)

(3) 提出方法

ア 紙面に印刷した 11 部(正本 1 部、副本 10 部)(春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務企画提案書作成要領 1(1)エに記載する書類は正本 1 部のみ。)

イ 電子データ(メールによる)

(4) 提出期限

2(2) 参照

※期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(5) その他

ア 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めない。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

8 審査方法

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する審査会において行う。

審査及び評価は、企画提案書及び各提出書類の内容、プレゼンテーション、ヒアリング等に基づき、「春日市立小中学校教育用 I C T活用支援業務企画提案書作成要領」に記載の評価項目について総合的に評価を行い、その合計点数が最も高い者を優先交渉権者として、次点の者を第2位交渉権者として選定する。ただし、合計点数が最高点の6割に満たない場合は、交渉権者から除くこととする。

なお、合計点数が最も高い者が複数あった場合は、審査会における合議によって優先交渉権者等を選定する(審査の経緯は非公開)。

(1) 評価項目

評価項目		配点
1	基本事項	15点

2	業務体制	30点
3	教育用 I C T活用支援業務内容等	35点
4	提案事項	10点
5	価格	10点
	計	100点

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者からの提案内容の説明(プレゼンテーション)及び提案内容に対する審査員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

2(2) 参照

(2) 実施場所

春日市原町3丁目1番地5 春日市役所4階407会議室(予定)

(3) 出席者数

1事業者当たり4人までとする(リモートは認めない)。

(4) 所要時間

所要時間は40分程度(プレゼンテーションは25分以内、質疑応答15分程度)とする。

(5) 注意事項

ア プレゼンテーションに必要な機材等は、全て参加者で用意すること。
スクリーンのみ本市が準備する。

イ プレゼンテーションに出席する者は、本市に提出した企画提案書の項目番号及び項目名に沿って説明を行うこと。なお、当日に追加資料を配付すること及び企画提案書と異なる内容を提案することは認めない。

(6) その他

場所、日時等の詳細については、別途参加者に書面により通知する。

10 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションを実施した全ての参加者に、2(2)の期日までに書面で通知する。なお、審査結果について、一切の異議申立てはできないものとする。

また、個別の事業者の審査、選考過程等の内容についての問合せには回答しない。

11 契約の手続き

(1) 選定した候補者のうち最上位の候補者と、本市が後日通知する期間内に

において、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づいた協議及び契約内容の確認を行い、事業の仕様内容が確定した上で契約の締結を行う。

- (2) 入札参加資格の決定を受けていない事業者については、協議期間において、印鑑証明書(写し可。本プロポーザルの告示日から3か月以内に発行されたものに限る。)を提出すること。

また、本事業に係る権限の委任時など使用印鑑に実印以外を使用する場合は、使用印鑑届(様式第10号)を提出すること。

※使用印鑑届には、会社の印鑑(社印)ではなく、会社の代表者(委任を受けた者を含む。)を表す印鑑(代表者印)を使用すること。

- (3) 上位候補者との契約交渉が不調となった場合は、次順位の候補者と契約協議を行う。審査結果通知後に上位候補者が「3 参加資格」のいずれかに該当せず、又は該当しないことが明らかとなった場合も、同様とする。

12 事務局

春日市教育部学校教育課学校教育担当

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5 春日市役所4階

電話 092-584-1111(内線4205)

ファクス 092-584-1153

メール gakkou@city.kasuga.fukuoka.jp